京都府立田辺高等学校部活動の指針

(部活動指針の範囲)

第1 本指針は、京都府立田辺高等学校における体育系及び文化系の部活動全体に係る指針である。

(部活動の意義)

第2 部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有する。

また、部活動は同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

(練習時間・休養日の設定)

- 第3 部活動指導は、体育系・文化系を問わず、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定・管理するとともに、指導方針・活動計画(年間・月間)を作成し、校長からの活動の承認を受けることにより実施しなくならない。
 - 1 練習時間・休養日の設定
 - ① 平日の練習時間は3時間程度(朝練習を含む)、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。
 - ② 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
 - ③ 休養日は週当たり1日以上設定する。 ※月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。
 - 2 練習時間・休養日の設定について特に留意すること
 - ① 練習時間・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し設定することが重要であり、種目特性や練習内容、大会や発表会等の予定を考慮しながら設定すること。
 - ② 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。

(活動方針)

第4 部活動においては、その活動方針について部活動運営の理念や目的、目標を示し、校長 の承認を得なくてはならない。

※別表1 各部活動の方針一覧

(活動計画)

第5 部活動においては、活動方針に基づき年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習 や試合、発表会、イベント等の活動計画について、年間・月間の計画表を作成し、年度当 初に校長の承認を得なくてはならない。

活動計画については、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、プログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。

(指導の在り方)

第6 部活動においては以下の諸点に留意し、適切に指導しなくてならない。

1 適切な指導

- ① 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において積極的に活用すること。
- ② 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行うこと。
- ③ 発達の個人差や女性特有の健康問題(エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等)について、正しい知識を持ち指導に当たること。
- ④ 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることなどがないように すること。
- ⑤ 少子化や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けること。
- 2 部活動においては、閉鎖的な活動となりがちであることから、指導者の個人的な考えや 方針により不適切な活動にならないように特に注意し、体罰・不祥事 (スクール・セクハラ等) を防止しなくてはならない。

① 体罰の禁止

- ・学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も禁止する。
- ・生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。
- ・体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人 生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。
- ② セクシャルハラスメントの禁止

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。

③ パワー・ハラスメントの禁止

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりする)な発言等はあってはならない。

(安全管理と事故防止)

第7 安全管理と事故防止について

- 1 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止
 - ① 部活動の指導においては、計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る 疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよ う留意すること。
 - ② 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。
 - ③ 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生 法(AED設置状況及び使用方法等)など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。
 - ④ やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。

- 2 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理
 - ① 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底すること。
 - ② WBGT測定器を活用するなど「暑さの指数」をチェックするなどして、熱中症対策に 留意すること。
 - ③ 落雷(雷探知機の活用)、突風、竜巻、雹(ヒョウ)などの急激な気象変化の情報を収集すること。

(部活動指導員と外部指導者)

第8 スキルアップコーチとは、京都府における部活動指導員及び外部指導者の総称であり、 スキルアップコーチは、学校の目標や方針等を踏まえた適切な指導を行うとともに、学校 との連携を深め、相互に情報共有しながら指導しなくてはならない。

学校及び顧問は、指導をスキルアップコーチに任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を密にして指導すること。また、指導において必要な時には、スキルアップコーチに対して適切な指示を行うこと。

1 部活動指導員

- ① 部活動指導員は、部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務(審判、事務)等を行う。
- ② 部活動指導員には、技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、学校教育に 関する知識を持ち理解している者を任用すること。
- ③ 学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する。

2 外部指導者

外部指導者は校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及 び補助等を行う。

(部活動運営)

- 第9 校長は学校全体での部活動マネジメントを確立しなくてはならない。
 - 1 校長は、校内で策定した「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」等を公表 (学校のホームページ等) するとともに、活動状況の把握を行はなくてはならない。
 - 2 部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長のリーダーシップのもと部活動数 の精選や顧問配置等については部活動マネジメントとして学校組織全体で取り組まなく てはならない。
 - 3 学校内に部活動検討委員会を設置し、部活動の意義、運営や指導の在り方、各部活動 の活動内容等について検討するとともに、生徒の健康状態、心身の発達状況等について 情報交換や共有する場を整え、共通理解のもと指導できる体制を構築すること。
 - 4 校長は、円滑に部活動を実施できるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年 団等の地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、スキルアップコーチの任用 ・配置を積極的に促進するなど、学校内外のスポーツ環境整備を進めること。
 - 5 校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を実施しなくてはならない。
 - 6 校長は、学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のも とで運営・活動できるよう部活動環境を整備すること。

(部活動指導体制)

第10 部活動指導体制について

- 1 顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方的に押しつけるのではなく、 生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生 徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定しなくてはならない。
- 2 顧問は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践や経験だけに頼るだけで なく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での医・科学的な理論や科学的根 拠等の研究成果を積極的に収集・理解し、指導において活用しなくてはならない。
- 3 顧問は、必要に応じて、技術的な指導や援助等について、スキルアップコーチの活用を検討すること。
- 4 主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう部活動の活動状況に応じて、顧問の複数配置を可能な限り行うこと。
- 5 部活動が指導者の個人的な考え方や方針による閉鎖的で不適切な活動にならないよう 複数顧問を配置し、管理職や他の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整 え、開放的な活動にすること。
- 6 顧問の複数配置により、部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理 マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をす ること。
- 7 校長は、顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携やスキルアップ コーチの活用により、適正な勤務時間管理を行うこと。

(大会参加の精選等)

第11 大会の精選・大会運営及び業務の関わり方について、校長は、教育的意義、生徒及び顧問の心身への負担軽減の観点から、参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整えること。

(家庭連携)

第12 各部活動における活動方針や活動計画等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護 者に十分に説明し、理解や協力を得るため、定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報を共有をすること。

(地域連携)

第13 部活動においては、地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を十分に得ながら、運営すること。

平成30年6月1日 策定